

諮問事件：

諮問番号：平成21年（情）諮問第3号

事件名：会計検査院事務総長が平成20年8月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件

諮問日：平成21年 3月19日

答申日：平成21年10月15日

答申書

第1 審査会の結論

会計検査院事務総長が平成20年8月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に係る文書について、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成20年12月26日付け200普第378号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の判読可能な部分の記載からは不明である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 第1回補正の求め

審査請求人は、処分庁に対し、平成20年8月2日付けで開示請求を行った。

しかし、開示請求書の「開示を求める行政文書」欄に記載された内容には判読不明の部分があり、判読可能な部分についても当該開示請求に係る文書を特定するに足りる内容であるとは認められず、また、情報公開法第16条第1項に規定する開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）相当額の収入印紙が貼付されていなかった。

このため、処分庁は、この開示請求書には形式上の不備があるとして、情報公開法第4条第2項の規定により、審査請求人に対し、20年8月

25日付けで、相当の期間(14日)を定めた上、次のないしのとおり開示請求書の補正の求めを行った。

開示請求書の「開示を求める行政文書」欄に記載されていると解される文字を想定して処分庁が当該記載内容を清書した上、この清書した内容が請求内容と相違がないかの確認を求めるとともに、判読困難な部分について追記すること。

当該開示請求に係る文書を特定するに足りる具体的な情報(文書の作成時期、文書の種類又は名称等)を提供すること。

書面による開示請求である本件については、少なくとも開示請求書1通につき300円の収入印紙の貼付が必要であるとして、収入印紙を送付すること。

(2) 第2回補正の求め

上記の第1回補正の求めに対し、審査請求人から、20年8月28日付けで、「行政文書開示請求書(H20.8.4付提出の補正)」と読み取れる文書(以下「補正書」という。)の提出及び開示請求手数料300円相当の収入印紙の送付があったものの、上記(1)により処分庁が求めた確認及び追記に対しては応答がなく、また、補正書に記載された内容にも判読不明の部分があり、判読可能な部分についても本件開示請求に係る文書を特定するに足りる内容であるとは認められなかった。

このため、処分庁は、審査請求人に対し、20年11月5日付けで、相当の期間(14日)を定めた上、開示請求書及び補正書について、前記(1)及びと同様の補正の求めを行った。

(3) 第3回補正の求め

上記の第2回補正の求めの通知後、審査請求人から、20年11月5日付けで、「補正書」と読み取れる文書(以下「再補正書」という。)の提出があったものの、前記(1)による確認及び追記の求めに対しては応答がなく、また、再補正書に記載された内容にも判読不明の部分があり、判読可能な部分についても本件開示請求に係る文書を特定するに足りる内容であるとは認められなかった。さらに、再補正書の判読可能な部分には、「最終的に取り下げるということもあり得ます。」との記載が見受けられ、審査請求人が本件開示請求を行う意思を継続して有しているかにつき疑義が生じた。

このため、処分庁は、審査請求人に対し、20年12月8日付けで、相当の期間(14日)を定めた上、開示請求書、補正書及び再補正書について、前記(1)及びと同様の内容に次の内容を加え、補正の

求めを行った。

本件開示請求を取り下げる意思を有する場合は、指定の期日までに連絡すること。

そして、上記第3回補正の求めに対し、審査請求人から処分庁が指定した期日までに回答がなかったため、処分庁は、審査請求人は本件開示請求を取り下げる意思がなく、また、補正の求めに応じる意思もないものと判断し、開示請求書の「開示を求める行政文書」欄（補正書及び再補正書を含む。）の記載内容では、当該開示請求に係る文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であることから、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った（平成20年12月26日付け200普第378号）。

2 諮問庁の所見

以上のとおり、本件開示請求には形式上の不備があるとして不開示とした本件開示請求に係る処分は適法かつ妥当なものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

平成21年	2月27日	審査請求人から意見書を收受
同年	3月19日	諮問書の收受
同年	3月27日	審査請求人から追加意見書を收受
同年	4月17日	審査請求人から追加意見書を收受
同年	5月27日	審議
同年	6月1日	審査請求人から追加意見書を收受
同年	6月29日	諮問庁から意見書を收受
同年	7月29日	諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
同年	8月5日	審査請求人から追加意見書を收受
同年	8月17日	審査請求人から追加意見書を收受
同年	8月21日	審査請求人から追加意見書を收受
同年	9月9日	審議
同年	10月14日	審議

第5 審査会の判断の理由

当審査会において、処分庁あてに送付された開示請求書を確認したところ、記載された内容には、判読困難な部分が多く、判読可能と考えられる

記載部分についても、開示請求に係る文書を特定するに足りる内容であるとは認められず、本件開示請求には形式上の不備がある。

処分庁は、審査請求人に対して、相当の期間を定めて開示請求書、補正書及び再補正書に記載されていると解される請求内容の確認、判読不明の部分の追記及び行政文書を特定するに足りる具体的な情報の提供を内容とする補正の求めを行っており、補正の求めはいずれも情報公開法第4条第2項の趣旨に照らして相当である。しかし、審査請求人は処分庁による補正の求めに応じていないものと認められる。

以上のことから、本件開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木 曾 国 隆

委員 河 野 正 男

委員 早 坂 禧 子